

1 議 事 日 程（5日目）

〔令和元年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和元年9月24日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第57号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第58号 太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第59号 太宰府市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第60号 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第61号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第6 議案第62号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第7 議案第63号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第8 議案第64号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第9 議案第65号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託）
- 日程第10 議案第66号 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第11 議案第67号 令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第12 認定第1号 平成30年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第13 認定第2号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第14 認定第3号 平成30年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第15 認定第4号 平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第16 認定第5号 平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

について（決算特別委員会）

日程第17 認定第6号 平成30年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
（決算特別委員会）

日程第18 認定第7号 平成30年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
（決算特別委員会）

日程第19 意見書第3号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（総務文教常任
委員会）

日程第20 意見書第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書
（環境厚生常任委員会）

日程第21 決議第1号 天皇陛下御即位を祝す賀詞奉呈に関する決議について

日程第22 議員の派遣について

日程第23 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

| | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 柳原 莊一郎 | 議員 | 2番 | 宮原 伸一 | 議員 |
| 3番 | 舩越 隆之 | 議員 | 4番 | 徳永 洋介 | 議員 |
| 5番 | 笠利 毅 | 議員 | 6番 | 堺 剛 | 議員 |
| 7番 | 入江 寿 | 議員 | 8番 | 木村 彰人 | 議員 |
| 9番 | 小島 真由美 | 議員 | 10番 | 上 疆 | 議員 |
| 11番 | 原田 久美子 | 議員 | 12番 | 神武 綾 | 議員 |
| 13番 | 長谷川 公成 | 議員 | 14番 | 藤井 雅之 | 議員 |
| 15番 | 門田 直樹 | 議員 | 16番 | 橋本 健 | 議員 |
| 18番 | 陶山 良尚 | 議員 | | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 村山 弘行 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | |
|----------|--------|---------------------------|--------|
| 市長 | 楠田 大蔵 | 副市長 | 清水 圭輔 |
| 教育長 | 樋田 京子 | 総務部長 | 石田 宏二 |
| 総務部理事 | 山浦 剛志 | 総務部理事 | 五味 俊太郎 |
| 市民生活部長 | 濱本 泰裕 | 都市整備部長 | 井浦 真須己 |
| 観光経済部長 | 藤田 彰 | 健康福祉部長 | 友田 浩 |
| 教育部長 | 江口 尋信 | 総務課長併 選挙管理委員会書記長 | 川谷 豊 |
| 市民課長 | 池田 俊広 | 福祉課長 | 田中 縁 |
| 社会教育課長 | 木村 幸代志 | 都市計画課長 | 竹崎 雄一郎 |
| 上下水道課長 | 佐藤 政吾 | 観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長 | 友添 浩一 |
| 監査委員事務局長 | 福嶋 浩 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| 議会議務局長 | 阿部宏亮 | 議事課長 | 吉開恭一 |
| 書記 | 芥藤正弘 | 書記 | 高原真理子 |
| 書記 | 岡本和大 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第57号 市道路線の認定について

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、議案第57号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会に付託されました議案第57号「市道路線の認定について」、主な審査内容と結果を報告いたします。

今回認定する路線は、坂本三丁目の坂本旧池の東側に位置します都府楼の杜1号から4号線の4路線、高雄四丁目の高雄北公園北側に位置します今王8号線の1路線、宰府五丁目に位置します三浦8号線、9号線の2路線、石坂二丁目の福岡女子短期大学東側に位置します石坂1号線、2号線の2路線の合計9路線の認定を行うものです。

執行部から、それぞれの路線の総延長、平均幅員等の説明を受けた後、現地調査を行いました。

委員から、行きどまりになる路線があるが、車両の回転場所は確保されているのかと質疑があり、執行部から道路幅員が6mあるため回転場所は必要ないと回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第57号「市道路線の認定について」は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第57号の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第57号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2から日程第4まで一括上程

○議長(陶山良尚議員) お諮りします。

日程第2、議案第58号「太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について」から日程第4、議案第60号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[15番 門田直樹議員 登壇]

○15番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第58号「太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について」について、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、その勤務条件等を規定するための条例を制定するものでありました。会計年度任用職員とは、1つの会計年度を超えない範囲で任用される職員のことであり、標準的な業務の量に応じ、パートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員に分かれます。

パートタイム会計年度任用職員は、主に現行の臨時職員に当たり、人事評価の対象となり、業種に応じ、月額、日額、時間で定める報酬、費用弁償、任期の定めが6月以上の場合、期末手当相当額の報酬支給がある、またフルタイム会計年度任用職員は、現行の嘱託職員に当たり、基本給のほか、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、常時勤務が18日以上ある月が6月を超える場合は退職手当があるとの説明を受けました。

いずれの場合も、地方公務員法上の各規定が適用され、正職員同様の義務や制限が課せら

れ、研修や災害等の対応についても正職員同様に参加することとなるとのことでした。

採用に関しては、面接試験による採用を想定しており、任用期間が一会計年度内とのことから、年度ごとに適切な募集を行う予定であるとのことでした。

委員からは、制度導入後の市の費用負担をどのくらいと見込んでいるかという質疑があり、執行部からは、会計年度任用職員は現在の臨時、嘱託職員と同程度必要であると考えことから、負担は増えると想定している。人件費抑制のため民間委託の推進などを進め、効率的な体制を目指したいとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論では、給与的にも正規職員と差がなくなってきたため、できる限り正規職員として雇用し、市民サービスが向上するように計画的に採用を願うと賛成討論がありました。

採決の結果、議案第58号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号「太宰府市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定に伴い、関係する10件の条例それぞれ一部を改正する必要性が生じたため、この10の条例の条文の整理等を一括して行うための条例であるとのことでした。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第59号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月14日に公布されたことに伴い、消防団員の欠格事項の見直し及び暴力団関係の欠格事項を明確にするための改正であると説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第60号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第58号、議案第59号、議案第60号について報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第58号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第59号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第60号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第58号「太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時09分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第59号「太宰府市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第60号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第7まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第5、議案第61号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」から日程第7、議案第63号「太宰府市印刷条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第61号から議案第63号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第61号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う条例の一部改正である。

主な改正点としては、国の省令及び準用基準が改正され、「支給認定」を「教育・保育給付認定」と改める等の用語の整理を行う。

また、施設が保護者から受け取ることができる費用の取り扱いが、食事においては主食費のみから副食費の徴収を含めて行えるように改正。

ただし、保育料無償化の対象児童のうち、年収360万円未満相当世帯の子ども及び年収360万円以上相当世帯の第3子以降に係る副食費については、従来どおり各保育所に公費として支払われ、幼稚園についても同様の適用となる。

特定教育・保育施設等との連携についての改正では、市内の小規模保育施設等の連携施設について、市長の権限で施設の確保義務が緩和できるようにするものとの説明を受けました。

委員からは、認可外保育所の取り扱いは。子どもを急遽預けることになり、ファミリーサポートを利用する場合、申請から認定日までのタイムラグの取り扱いは等の質疑がなされ、執行部から、条件はあるが、認可外保育所も無償化の対象である。ファミリーサポートを利用した場合、無償化の対象は認定日から。よって、認定日前の利用日については無償化の対象にならないとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論では、無償化において恩恵を受ける方がいることは理解するが、制

度のはざまの問題で対応がされていないという問題も見受けられる。また、消費税増税を前提とした財源構成が行われていることは容認できないとの反対討論が1件なされました。

採決の結果、議案第61号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第62号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」。本議案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う条例の一部改正である。

主な改正点としては、10月1日から開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料の徴収については満3歳以上の認定子どもであり、小学校就学前までに該当する子どもの保育料が0円に改正されたことに準じて改正するものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第62号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」。本議案は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴う条例の一部改正である。

主な改正点としては、女性がさまざまな場面で旧氏を使用しやすくなるように、住民票やマイナンバーカード等に旧氏を併記できるようにするものであり、令和元年11月5日に施行される。このことにより、旧氏を公証することが可能となり、契約や就職や職場など、さまざまな場面で本人確認に資することができる。

また、住民票に連動する印鑑登録証明書についても旧氏の併記が可能となることから、条項に「旧氏」を追加する等の用語の整理を行うものとの説明を受けました。

委員からは、申請書等の様式変更に伴う費用は、印鑑証明申請書の印影は旧氏でもよいのか等の質疑がなされ、執行部から、様式変更等の対応は既存の予算で行う。住民票及び印鑑証明書は、申し出があれば旧氏を括弧書きで併記するため、申請書への押印は旧氏でも可能であるとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第63号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第61号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第62号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第63号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第61号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 議案第61号について、反対の立場で討論いたします。

この条例改正のもとになっている子ども・子育て支援法改正と幼児教育・保育の無償化は来月の10月から消費税増税と引きかえに行われるものです。無償化の対象は、認可保育園、幼稚園などを利用する3歳から5歳の原則全世帯、0歳から2歳の住民税非課税世帯です。認可外保育施設については上限を設けて補助となります。3歳から5歳までは完全無償化ともとれる広報をしていながら、現実はその制度から外れる子どもたちが生まれていますし、非課税世帯は対象としていながら、保育料が既に免除されている住民税非課税のひとり親家庭は無償化の恩恵はなく、消費税の負担だけがのしかかります。また、保育料に含まれていた3歳から5歳までの給食のおかず代、副食費が施設徴収となります。保育の一環であった給食費用が実費で、保護者負担増となります。

先日の新聞で幼・保無償化、蚊帳の外という記事がありました。幼稚園類似施設は無償化の対象とならず、経営が立ち行かなくなる可能性があると書いてありました。太宰府市においても同じような事例があります。認可外保育園として県の保育施設指導監督基準をクリアしていながら、制度のはざま対象から外れ、閉園の危機にさらされることが懸念されています。保育の多様性、選択の自由を狭めることにつながります。

常任委員会審査で議論されました待機児童を抱える世帯には、この無償化の恩恵はありません。働きに行くこともできない、また消費税は上がって家計負担が重くのしかかる、待機児解消のために新規保育園の増設が急務ですし、根本的な保育供給について公立園、私立園や認可外保育園、また企業主導型保育園との情報交換を密に行うことが必要です。

10月からスタートする幼児教育・保育の無償化は制度の不備により対象から外れる施設があること、企業主導型保育所や認可外保育園の保育の質の検証、無償化の恩恵を受けられない世帯の分析と対策、そして平等性について検討が必要なことから、今回の提案の議案については、同会派の藤井雅之議員とともに反対とさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(陶山良尚議員) 多数起立です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成14名、反対2名 午前10時20分)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第62号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時20分)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第63号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時21分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第64号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長(陶山良尚議員) 日程第8、議案第64号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

[2番 宮原伸一議員 登壇]

○2番（宮原伸一議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第64号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、主な審査内容と結果を報告いたします。

これは、水道法第25条3の2の改正により、指定給水装置工事事業者の資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、給水装置工事事業者の指定に更新制を導入することになった。指定の有効期限は5年間であり、期間内に更新を受けない場合は、その効力を失うことになる。また、今後、指定給水装置工事事業者の更新手続が必要となるため、地方自治法第227条及び第228条に基づき更新手数料を新規登録手数料と同額の3,000円としますと説明がありました。

委員から、更新制を導入した後の効果について質疑があり、執行部から、5年の期限で給水装置工事事業者の指定を更新することにより、これまで把握できていなかった事業者の実態が把握できるようになり、事業者の資質が保持できると回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第64号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第64号の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第65号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（陶山良尚議員） 日程第9、議案第65号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第65号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、2款1項7目公共施設整備基金積立金3億円、2款1項9目財政調整基金積立金1億円の増額補正について。これは、平成30年度決算において実質収支が6億3,721万6,701円の黒字となり、このうち3億円を今後の公共施設の改修等に充てるため公共施設整備基金積立金とし、1億円を財政調整資金積立金として積み立てるとのことでした。

関連する歳入として、20款1項1目前年度繰越金を4億3,558万3,000円増額補正し、6億3,160万円となり、現時点における基金の残高見込みとしての公共施設整備基金は、予算ベースで9億6,633万450円、財政調整資金は、予算ベースで32億2,482万3,586円となるとのことでした。

次に、10款2項1目小学校施設整備費1,000万円、10款3項1目中学校施設整備費2,000万円の増額補正について。小学校施設分の補正予算は、今後も水城小学校の児童数及び特別支援学級の増加が見込まれることを考慮し、4教室分の仮設校舎設置が必要との判断に至り、この仮設校舎に関する附帯工事費を予算計上するものでした。また、中学校施設分は、学業院中学校及び太宰府西中学校についても水城小学校同様に生徒数の増加、特別支援学級の増加等による教室不足が生じる可能性が高まることから、仮設校舎の設置が必要との判断に至り、附帯工事費を1,000万円ずつ計上するものであるとの説明がありました。

関連して計上された債務負担行為補正の水城小学校仮設校舎賃借料と学業院中学校及び太宰府西中学校仮設校舎賃借料については、水城小学校では4教室分、学業院中学校では6教室分、太宰府西中学校では4教室分の仮設校舎を5年間賃借とするため、そのリース料を計上しているとのことでした。

委員から、学校施設整備構想案の策定に向けて協議中である中で、令和6年度までの賃借ということは検討をした上でのことか。また、途中で改築とか建てかえのようなことが起こることも想定されているのかなどの質疑がなされ、執行部より、令和6年度までは生徒が増えていく予想の中、差し迫って来年度既に教室が足りないという状況であり、構想案をもとにした本格的な改築まで待てない状況があり、今回仮設校舎を予定し補正予算としているなどとの回答がありました。

次に、歳入の主なものとしまして、11款1項1目普通交付税1億901万5,000円の増額補正について。普通交付税の額が35億3,901万5,000円との決定通知があったため、当初予算との差額1億901万5,000円を増額補正するものと説明を受けました。

臨時財政対策債は、地方公共団体が発行する地方債であり、後年度に地方交付税で100%措置されるものである。先ほどの普通交付税の額が確定したことに伴い、第3表地方債補正の臨時財政対策債も発行可能額が8億1,774万7,000円に決定され、当初予算額8億2,800万円との差額1,025万3,000円を減額補正するものであると説明を受けました。

その他、債務負担行為補正につきましても、執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第65号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 次に、議案第65号の環境厚生常任委員会所管分について、主な審査の内容と結果を報告いたします。

補正内容の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものといたしましては、3款1項2目老人福祉費の介護保険事業費773万円の増額補正。これは、高齢者施設等の防災・減災対策を推進することを目的とした交付金であり、市内のグループホームからの申請に基づき、老朽化に伴う外壁補修、塗装、防水等の工事費約1,300万円に対し、補助上限額の773万円を増額補正するもの。

なお、財源は国庫補助金として同額を計上しているとの説明を受けました。

次に、3款2項3目教育・保育施設費2億3,721万1,000円の増額補正。これは、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度への移行後に対応するための増額補正である。内訳として、まず実費徴収補足給付事業補助金として945万円の増額補正。これは、新制度未移行の幼稚園の通園児のうち、対象となる児童の副食費負担分。財源は、国庫補助金及び県補助金として315万円ずつ計上するもの。

次に、施設等利用給付費として2億2,201万1,000円の増額補正。これは、新制度未移行幼稚園への通園児の通常保育料分と預かり保育利用者保育料分、それから新制度移行幼稚園及び認定こども園での預かり保育料、届け出保育施設保育料の合計額を計上するもの。財源は、国庫負担金1億1,100万5,000円と子ども・子育て支援臨時交付金1億840万3,000円のうち、

7,400万5,000円、そして県負担金1,850万円を計上するもの。

次に、子ども・子育て支援交付金精算返還金として575万円の増額補正を計上するものとの説明を受けました。

次に、4款2項2目塵芥処理費、ごみ減量推進費の180万円の増額補正。これは、平成30年度で廃止していた補助金に対する自治会からのさまざまな意見、要望を受け、今回算出基礎を見直し、4月に遡及して年度末に支給するもの。

算出基礎としては、これまで1カ月に1回以上、かつ年間6カ月以上古紙等回収を実施した自治会に対し、実施月数及び世帯数に応じて交付していたものを、世帯数に応じた金額を削除し、実施月数に応じた金額を見直し支給するもの。このことにより、これまでのおおむね半額程度を補助する仕組みになるとの説明を受けました。

委員から、平成30年度をもって補助金を廃止することについては、今年3月定例会で市長が打ち出された施政方針に含まれる部分である。半額程度を復活させるというのは、市長が示された方針の後退となるのでは。自治会からは、市長のほうに話しに行かれたのか、現場である担当課に行かれたのかなどの質疑があり、執行部から古紙等の奨励金は7円から8円に増額して現在交付しているが、古紙等回収における自治会の役割等を考慮し、市長と協議を重ねた上で、規模の小さな自治会への配慮が足らなかったという結論に達し、今回見直しを行った。自治会のほうからは、市長へご意見をいただいた。担当課には、機会がある際に自治会長からご意見をいただいたとの回答がなされました。

次に、第2表債務負担行為補正については、男女共同参画推進センタールミナスと老人福祉センターの指定管理料2件が追加計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で議案第65号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 各常任委員会に付託されました議案第65号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」、建設経済常任委員会所管分につきまして、その主な審査内容と結果を報告いたします。

初めに、6款農林水産費、1項農業費、5目農地費を3,630万円増額する補正について。主

な内容は、大佐野にあります野口池の土砂吐きが損壊し、貯水できない状態になっていることから、その改修を行うための工事費であると説明を受けました。また、これに関する補助金につきましても、あわせて説明を受けました。

次に、7款商工費、1項商工費、4目観光費を3,945万5,000円増額する補正について。主な内容は、太宰府天満宮参道周辺に多言語案内標識を設置する工事と太宰府天満宮が所有する公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能設置工事の負担金であると説明を受けました。これらは、外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、町歩きの満足度の向上を目指すため観光庁が新たに創設した補助金制度を利用したものであり、太宰府天満宮が所有する公衆トイレの工事に対して市が負担金を支出する理由については、観光庁補助要綱にある訪日外国人を含む旅行者が現に多く利用しているトイレであること、また広く無料で開放されているトイレであることに該当するためと説明を受けました。また、これに関する歳入につきましても、あわせて説明を受けました。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費を118万5,000円増額する補正について。これは、太宰府西中学校周辺地区をゾーン30に指定するために必要な路面標示、区画線等の設置を行うものと説明を受けました。

委員から事業日程について質疑があり、執行部から、ゾーン30の看板設置は警察の所管になるが、看板の設置は来年2月になると聞いているので、ゾーン30の供用開始は2020年3月の予定であると回答がありました。

その他の補正項目につきましても、執行部から説明を受け、質疑を行いました。

全ての質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号の建設経済常任委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時39分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10と日程第11を一括上程

○議長(陶山良尚議員) お諮りします。

日程第10、議案第66号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」及び日程第11、議案第67号「令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[9番 小島真由美議員 登壇]

○9番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第66号及び議案第67号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第66号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」、本議案は、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ8,732万8,000円を増額補正するもの。

歳出の主な内容として、1点目は、前年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等の実績に基づく精算返還金として4,746万5,000円を増額補正するもの。財源は、国庫補助金56万9,000円、支払基金交付金408万6,000円、県補助金28万4,000円、一般会計繰入金2万3,000円、繰越金8,236万6,000円、以上、合計額の8,732万8,000円であり、精算返還金との差額3,986万3,000円は介護納付費支払準備基金積立金とするもの。

2点目は、当初予算計上時点で未確定だった地域包括支援センターのサブセンターの場所がスポーツ振興事務所に設置することに決定したことに伴い、事務室等賃借料を全額減額し、その分を工事請負費、備品購入費に全額組み替えるものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第66号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号「令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」、本議案は、平成30年度決算において87万1,000円の余剰金が確定したことに伴い、歳出の積立金に同額を計上しているものである。余剰金の主な内容は、償還金と公債費との差額86万9,000円であるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第67号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

以上で議案第66号から議案第67号までについての報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第66号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第67号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第66号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時44分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第67号「令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時45分〉



日程第12から日程第18まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第12、認定第1号「平成30年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第18、認定第7号「平成30年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番（門田直樹議員） 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成30年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第7号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、8月30日の本会議初日に市長の提案理由説明及び本会議散会後の特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月17日及び18日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審査いたしました。

この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして、改めてお礼申し上げます。

市長や担当部長からの説明では、平成30年度は、7つのプランに基づき財政の健全化に向け借り入れの抑制を図ったことで市債の歳入が減額となった一方、市政の安定を反映した市税の着実な増収、ふるさと納税の飛躍的増加、地方交付税の大幅増額により歳入全体として増額となった。事業の遂行に当たっては、ふるさと納税を拡充するなど歳入増加を図るとともに、あらゆる補助メニューを積極的に活用しつつ、限られた財源の重点配分と各種施策、事業の効果的、効率的な推進に努めたという報告がありました。

なお、各会計ともに審査の詳細な内容につきましては、全議員で構成する委員会での審査であったこと、また、後日、決算特別委員会会議録が配付される予定であり、その他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も既に配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事業執行にも積

極的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、各会計においても、まだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、行政サービスの低下を招くことがないように、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも、金額につきましては千円単位にて報告いたします。

まず、認定第1号「平成30年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成30年度の一般会計の決算額は、歳入総額244億7,862万6,000円、歳出総額235億4,115万円で、歳入歳出の形式収支額は9億3,747万6,000円の黒字であり、翌年度に繰り越すべき財源3億25万9,000円を差し引きますと、実質収支額として6億3,721万7,000円の黒字決算となっています。

普通会計における市債残高は、平成30年度末で234億3,369万8,000円であり、前年度より7億4,591万3,000円減少しています。

また、経常収支比率は91.3%で、前年度に比較して0.8ポイント下がっています。

執行部にあつては、今後とも行政の効率化、財政の健全化に向けて、より一層の努力をなされるよう要望しておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成30年度の決算額は、歳入総額73億5,851万9,000円、歳出総額72億5,049万7,000円で、歳入歳出差し引き額は1億802万3,000円の黒字決算となっています。なお、前年度までの累積赤字の解消のため、一般会計から2億7,221万4,000円の繰り入れが実施されています。

歳入総額は前年度に比較して8億1,266万9,000円、9.95%減少していますが、これは、前年度まで市町村に配分されていた国庫負担金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金について国民健康保険制度改革に伴い、県が収納し県交付金として市に交付されることとなったためであります。

歳入において、収入の基礎となる国民健康保険税収入は14億7,590万7,000円で、前年度と比べ973万9,000円、0.66%の増となったが、現年課税分の収入率は92.44%で、前年度と比べ0.16ポイント低下しています。国保税の収入未済額は、現年分、滞納繰越分を合計すると4億616万5,000円となっており、前年度に比べ0.31%の増となっています。

その他の歳入では、県支出金が49億6,213万5,000円で、前年度と比較して45億9,830万5,000円の増となっていますが、前年度の公費の合計と比較しますと11億3,433万5,000円、18.61%の減となっています。

また、一般会計からの繰り入れにより、繰入金は8億9,280万3,000円で、前年度に比べ3億1,819万5,000円、55.38%の増となっています。

歳出総額は、前年度に比較して10億9,301万3,000円、13.10%減少している。これは、主に前期高齢者納付金等、共同事業拠出金について、国民健康保険制度改革に伴い、県が直接負担することとなったためである。

歳出においては、歳出総額の66.84%を占める保険給付費は48億4,643万2,000円で、前年度に比べ1,578万4,000円、0.32%の減となっています。その他、前年度までの後期高齢者支援金等、介護納付金が国民健康保険事業納付金に振りかえられたことにより、19億5,423万円の皆増となり、前年度繰上充用金は1億7,232万1,000円で、前年度に比べ4,951万3,000円、22.32%の減となっています。

平成30年度は、新制度移行後の初年度として平成17年度以来の黒字決算となりましたが、国民健康保険は年齢構成及び医療費水準が高く、所得水準が低いという構造的な課題があり、今後も厳しい財政運営が続くものと考えられ、財政運営の責任主体である福岡県とともに、医療費の適正化及び市民の健康づくりに向けた取り組みにより一層の努力をお願いするものであります。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第2号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号「平成30年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成30年度決算額は、歳入総額12億4,452万5,000円、歳出総額11億9,186万1,000円で、歳入歳出の形式収支は5,266万3,000円の黒字決算となっている。また、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は207万4,000円の赤字となっています。執行部におかれましては、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成30年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額50億1,989万9,000円、歳出総額49億3,753万2,000円で、実質収支額は8,236万7,000円の黒字決算となっています。

介護サービス事業勘定においては、歳入総額5,556万2,000円、歳出総額4,034万8,000円で、実質収支額は1,521万4,000円の黒字決算となっています。

保険事業の歳出総額の約9割を占める保険給付費については、前年度比で1億4,514万6,000円、3.4%の増となっており、高齢化の進展に伴い、引き続き増加するものと考えられます。執行部におかれましては、今後とも介護予防対策などに努力されますようお願いいたします。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第4号は多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成30年度の決算額は、歳入総額218万4,000円、歳出総額131万3,000円で、実質収支額87万1,000円の黒字決算となっています。

歳入総額を前年度と比較すると1,528万9,000円、87.5%の減となっており、これは主に平成28年度に交付された福岡県住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金1,590万6,000円が皆減となり、繰越金が1,523万4,000円の減となったことによるものです。

償還金については、平成30年度末の収入未済額は8,952万6,000円となっており、収入済額は101万3,000円で、回収率1.12%となっております。執行部におかれましては、滞納解消に向けての取り組みと滞納整理について、今後ともさらなる努力をお願いいたします。

質疑、討論はなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成30年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成30年度の年間総給水量は559万8,342 $\text{m}^3$ で、前年度に比べ0.4%減少しています。なお、有収率は0.2ポイント増の93.3%となっています。また、行政区域内人口に対する給水人口普及率は、前年度に比べ0.1ポイント上昇し、83.9%となっています。

経営成績は、総収益は13億7,165万1,000円、総費用は11億6,686万4,000円となっており、差し引き2億478万7,000円の純利益となっています。

また、企業債は、平成30年度の発行額は0円で、1億2,190万8,000円を償還し、平成30年度末現在で9億2,858万8,000円の残高となっています。

水道事業経営においては、今後とも老朽管等の施設更新や耐震化、災害時の緊急対応などについて計画的に取り組んでいくとともに、水道の普及率向上、営業収益の根幹である水道使用料の収納率向上に努められまして、経営の効率化と安全で良質な水道水の安定供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成30年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成30年度末の行政区域内の人口に対する水洗化人口は6万9,492人、水洗化人口普及率は97.1%、水洗化率は97.5%で、前年度と比較してほぼ横ばいの状況となっています。また、有収水量は630万3,662 $\text{m}^3$ で、前年度に比べ0.5%の減となっています。

経営成績は、総収益が17億5,255万1,000円、費用総額が13億3,456万6,000円となっており、

差し引き 4 億1,798万6,000円の純利益となっています。

また、企業債については、前年度から 6 億4,946万6,000円減少し、年度末残高は68億3,028万4,000円余りとなっており、今後とも減少していく見通しとの説明を受けました。

建設工事は、奥園雨水管渠工事、都府楼、北谷、内山地区の汚水管渠工事、並びに大佐野台地区の老朽管長寿命化工事等、計12件が実施されております。

下水道事業は、市民の生命、健康や生活環境を支える社会基盤の一つとして重要な役割を担っています。災害に強いまちづくりのために、今後とも雨水・汚水管渠整備事業など計画的な事業推進とともに、営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、施設の耐震補強等を含めた長寿命化対策に取り組み、今後とも安定的な事業経営に努力していただきますよう希望します。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第 7 号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第 1 号から認定第 7 号までの平成30年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略します。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論、採決を行います。

認定第 1 号「平成30年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 討論に入ります前に、一般会計初め各特別会計の審査資料の対応をしていただきましたことにまず御礼申し上げます。

「平成30年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」、楠田市長は、議会開会日の提案理由の説明において、財政の安定化に努め、3つの工程と7つのプランの実践に努めてまいりましたと述べられ、歳入から歳出を差し引いた形式収支は9億3,477万5,769円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は6億3,721万6,701円の黒字決算とすることができたと報告をされました。

今回の決算のもととなる予算は、昨年3月議会で当初予算として提案されたものが中心ですが、その際には議会の一部から修正の動議が提案されたことから、市民の関心もいっつも以上に強かったと感じております。修正案が出た事業については、県からの補助金が当初

の見込みどおりならず、ついた範囲での事業に変更され、平成30年度に予定されていた事業については、平成31年度に変更する形となり、この点については別の機会にまた検証が必要になってくると考えます。

提案された決算認定では、支出をされた費目について全てを否定するわけではありません。とりわけ昨年7月に発生した豪雨災害への各支出などは、被災された住民の方、そしてその被災された地域にお住まいの方の生活の再建を支える上では必要であると考えております。しかし、日本共産党市議団が長年にわたって廃止、見直しを求めている同和対策事業での運動団体への補助金の支給と扶助費の支給が継続されている点が容認できません。とりわけ扶助費の支給に関しては、多くの方は必要なそれらのサービスを受ける場合、一定の負担をしておられるのに、一部の方が負担をしていないという事態は真の平等からは逆行していると考えます。

次に、決算の歳出で、さきに述べられた運動団体も含む各種補助金が支給されておりますが、支給に当たってのルール整備をこれまで議会、監査委員会と2つの機関から求められていますが、まだ行われていない状況であります。市長は、盛んに歳出歳入一体改革ということを述べられていますが、歳入を伸ばすだけでなく、歳出についても、とりわけ補助金の支出に当たっては、ルール整備を重ねて求め、同会派の神武議員とともに提案されております認定第1号「平成30年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」は反対を表明いたします。

○議長（陶山良尚議員） 賛成討論はありませんか。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

楠田市長が決算認定の提案理由の中で述べられました、徹底した行政改革とより一層の選択と集中の2つの方針、テーマに関して、これらは本市に課せられた至上命題になりますが、私も同じ思いで決算審査に当たりました。

そこで、徹底した行政改革についてです。

市長におかれましては、平成30年度の市政運営を通して、本市の現状と課題について改めて認識と危機感を深められたのではないのでしょうか。早急に取り組むべき手つかずの課題が山積みであり、これらの取り組みはこれからなのですから、ぜひとも次年度は本市行革の核心部分に切り込んでいただきたいと考えています。

そして、より一層の選択と集中についてです。

今回の決算審査においては、行政サービスとして費用対効果が低いと思われる事業について触れさせていただきました。時勢に合わない事業を目的を同じとする新たな施策に置きかえること、つまり思い切った予算の組み替えこそが本市が目指すところの選択と集中につながるのではないかと考えます。

以上、徹底した行革と選択と集中についての具体的な取り組みを、これから始まる令和2年度予算編成にしっかりと反映されますようお願いして、私の賛成討論とします。

○議長（陶山良尚議員） 反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) ほかに討論はありませんか。

5番笠利毅議員。

○5番(笠利 毅議員) 賛成の立場で討論いたします。

決算委員会で述べたことの繰り返しにはなりますが、その点をご容赦ください。

私も選択と集中という市長の方針に注目して決算審査に臨みました。その結果が、決算書における数字としてはともかく、施策評価の中に自覚的な言葉としては読み取ることができなかったことを残念に思っております。言葉として表に出すことがなければ、この努力の継続性を保つことが難しくなるのではないかと、その点を危惧しています。外部評価委員会がなくなった今、内部的に行った選択と集中というものがあるのであれば、それを自己評価としてはっきり表に出すことが不可欠であると考えています。誰かの目にさらすということが極めて重要だと考えます。

またもう一点、各種の指標がありますが、専らこれらが現状の評価に対してのみ使われており、将来の施策のあり方、選択と集中のあり方、それを考えるための指標としてももっと効果的に使ってほしいと思います。

その他、細かいことはあるんですけども、今からでもできることとは、今すぐにでもできることだとは思いますので、常に施策とその評価と指標をどういうふうに扱っていくか、そのことを問い直し続けてほしいと、これは希望として述べて、賛成討論にかえたいと思います。

○議長(陶山良尚議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(陶山良尚議員) 多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成14名、反対2名 午前11時22分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、認定第2号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番(神武 綾議員) 認定第2号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で討論いたします。

平成30年度から市町村の国民健康保険は都道府県が財政運営の主体に移行しました。太宰府

市は急激な保険料の引き上げを行わない激変緩和措置や法定外繰り入れを行うことなく、3年連続の引き上げを行い、結果、筑紫地区で一番負担が重くなっています。私たち日本共産党市議団が昨年行った市民アンケートの中で、日常生活の中で負担に感じているものという問いに、50%を超える方から国民健康保険税という回答がありました。決算審査時には滞納者の要因として自営業者の収入減、また病気や再就職先が見つからないなど、生活そのものに支障を来している現状も報告されました。市民の皆さんの負担を緩和するために制度そのものの改正は、国へ積極的に働きかけをしていただくこと、また赤ちゃんから高齢者まで平等にかかっている均等割の廃止など、他の自治体で実施されている事例を調査研究し、来年度予算に反映させていただきたいことを要望いたします。

平成30年の決算認定については、予算審査時に保険料の負担増が進められたことによって反対していることから、同会派の藤井雅之議員とともに反対といたします。

○議長（陶山良尚議員） 賛成討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。
よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成14名、反対2名 午前11時24分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、認定第3号「平成30年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。
よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成16名、反対0名 午前11時25分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、認定第4号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 認定第4号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で討論いたします。

平成30年度が第7期介護保険事業計画のスタートとなることから、日本共産党市議団として住みなれた地域で安心した生活を送るために介護保険制度の充実を求め、保険料の引き上げを行わないよう署名活動を行い、当時の市長に届けておりました。しかしながら、予算では、介護保険料が12階層全てで改定、引き上げの編成となりました。第1号被保険者が増加しています。保険料の収納率は年金から徴収される特別徴収は100%、無年金や年金が18万円以下の方は口座振り込みなどで自分で払い込む普通徴収で92%となっています。普通徴収に生活に厳しい方が多く、負担が重い。保険料を払ってもサービスを受ける余裕がないという状況が生まれていることから、保険料負担の軽減を要望いたします。

今認定については、予算審査時に反対していることから、同会派の藤井雅之議員とともに反対とさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成14名、反対2名 午前11時27分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、認定第5号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

す。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成16名、反対0名 午前11時28分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、認定第6号「平成30年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、認定第6号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成16名、反対0名 午前11時28分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、認定第7号「平成30年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、認定第7号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成16名、反対0名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 意見書第3号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

○議長(陶山良尚議員) 日程第19、意見書第3号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[15番 門田直樹議員 登壇]

○15番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第3号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

討論において、委員から、高齢者が働かなければならない現状があり、免許だけに絞ってではなく、もっと高齢者の方に対しての生活支援を重視していかないと根本的解決にはならないと考えると反対討論がある一方、交通弱者であるはずの高齢者が加害者になってしまう矛盾があり、これから高齢者がますます増える中、このような事故による被害者も加害者も減らすためのルール等の見直しは早急に必要であると賛成討論がありました。

採決の結果、意見書第3号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 意見書に対して反対の立場で討論に参加します。

絶対になくさなければならない高齢者による事故、我が家においても駐車場に車をとめておいて、高齢者の方によるアクセルとブレーキの踏み間違いにより車が全損という被害に遭いました。そのこともあり、本市においても、高齢者運転免許自主返納制度が実施されるよう平成28年12月議会、平成30年12月議会において一般質問しました。その過程の中で疑問を感じるようになりました。高齢者運転免許自主返納制度を充実させることが本当に事故を防ぐことになるのだろうかということです。私は被害者の立場で考えていたのではないかと。十数年後、自分が家族からもう年だから免許証を返納したらと言われたとき、何らかの怒りを感じている自分を想像することができます。運転免許証を持っている方のみへの特権を与える政策でなく、全ての高齢者の方が豊かな暮らしができる社会保障の政策と、認知症、機能障害をいち早く把握できる取り組み、また運転免許更新に関する柔軟で適正な運転免許法の改正が必要だと考えます。

○議長（陶山良尚議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を現案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対1名 午前11時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 意見書第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

○議長（陶山良尚議員） 日程第20、意見書第4号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第4号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書に対して、提出議員から、有床診療所は市内に点在しており、働く側、患者として利用する側の安全・安心の医療、介護を実現するための措置であることをご理解いただきたいとの補足説明がありました。

委員より、意見書の趣意等については理解するが、4項目めの「費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。」の記載はどのように関係するののかとの質疑があり、提出議員より、有床診療所を経営する上で柱となる部分において医療機関の収入減になり、自由診療における患者負担が拡大することで医療を受ける機会の制限、後退とならぬよう負担軽減策を図るとともに、県に決定権がある病床について、地域医療における必要な病床の機能確保を求めるものとの説明がありました。

質疑、意見、討論を終え、採決の結果、意見書第4号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 決議第1号 天皇陛下御即位を祝す賀詞奉呈に関する決議について

○議長（陶山良尚議員） 日程第21、決議第1号「天皇陛下御即位を祝す賀詞奉呈に関する決議について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番長谷川公成議員。

〔13番 長谷川公成議員 登壇〕

○13番（長谷川公成議員） 決議第1号「天皇陛下御即位を祝す賀詞奉呈に関する決議について」提案理由の説明を申し上げます。

新天皇陛下のご即位に当たり、慶祝の意を表し、賀詞を奉呈するため決議を求めるものです。

提出者は私、長谷川公成、賛成者は神武綾議員、小畠真由美議員、徳永洋介議員、宮原伸一議員です。

決議文の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

天皇陛下御即位を祝す賀詞奉呈に関する決議。

天皇陛下におかせられましたは、青葉輝くよき日にご即位あそばされ、日本国及び日本国民統合の象徴として皇位を継承なされますことは、誠に慶賀にたえないところであります。

世界の平和と我が国の繁栄が一層進展し、令和の世が幾久しく続きますよう心から祈念申し上げ、ここに太宰府市議会は、市民を代表し謹んで慶祝の意を表します。

以上、決議する。

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

5 番笠利毅議員。

○5 番(笠利 毅議員) 私にはこの賀詞に対し賛成の気持ちも反対の気持ちもありません。しかし、この決議案にかかわり 4 つおかしいと考える点があり、賛否を述べる前に述べておこうと思います。

1 つ目、慶祝、祝意は心の動きにはかならないと思いますが、心は数で数えるものではなく、質の違いを認め合うべきものだと考えています。心にかかわる問題は議決にはなじまない。私にとっては、これが大前提。

2 つ目、皇位と議会とはともに日本の法律秩序の中で規定されたものであり、制度上の結びつきです。心にかかわる議決を持ち込む必要はありません。

3 点目、心にかかわる問題である以上当然ですが、この決議案は説明できない。

4 点目、議会以外の暴力的な動きに組み込まれることを懸念しています。

3 点目、4 点目はこの決議の社会的効果への懸念であり、補足が必要と考えます。

3 点目について。この決議案は祝意を表したいので、賀詞を決議するというものであり、つまりお祝いしたいからお祝いすると、同じ言葉を繰り返す形になっています。わかるやつにはわかる、わからんやつにはわからんというのと同じ構造であり、何も説明されません。説明ができないというのは議会にふさわしいことではないと考えます。付言しますが、このような同語反復命題は社会的にはしばしば非同調者、少数者、わからんやつの排除に用いられてきました。そして、今でも用いられていることは指摘しておきたいし、そのことを非常に懸念しています。

議会以外の問題について。この決議案は市外の団体からの陳情を受けてなされた決議提案です。陳情団体は数多くの議会の議決を求めることを目的としています。他方、市議会は18分の幾つという分数を切り上げて1とすることで決議を行います。そこに込められた思いはほかの町とは同じものではありません、あくまで独立の1単位であるべきです。決議が可決されれば、陳情団体は可決議会の数を数え上げる予定でいます。2つ、3つと集められ、同時に各自自治体

の独自の議決の重みは2分の1、3分の1と限りなくゼロに近づいていきます。各議会に対してのみならず、賀詞の奉呈を受ける方に対しても随分な失礼なことだと私は考えています。この懸念は1点目に述べたことと本質的には同じ考え方であり、また本定例会の一般質問で取り上げた主題とも通じる考え方だと私自身は思っています。異質なものを同質なものとみなして数え上げるとき、同じ色に染め上げようとするとき、数の大きさはしばしば社会的には暴力として働きます。その流れに私たちの議決が巻き込まれることを恐れています。

さて、議場はあくまで心を横に置いて論ずる場所であると、だからこそ議場に集う各人の人格と心は守られるというのが私の考え方です。私は私であり、あなたはあなたであるとしっかり言える公共性のあり方が望ましいと考えています。退席も考えましたが、退席するのに論を述べるのを私は潔しとはしません。議決に加わる以上、無理にでも賛否の基準を設けねばなりません、ないものねだりですが。本来の議員の職責、議論によって決するという公共性を放棄しているという思いはありますが、無理難題への対処である以上仕方ありません。私自身が皇位の継承に際してどのように感じたかを偽らないことのみを基準とすることにします。

その上で結びに入ります。

即位後、朝見の儀の天皇陛下のお言葉は、さきの天皇陛下のお姿に示された御心と憲法にのっとり天皇としての責務を果たしていくというものでした。多くの国民にとってそのお姿とは、美智子様とともに日本中をめぐり、お二人ともご高齢であるにもかかわらず、ともに腰を落とし、膝を突くようにして一人一人に声をかけられたお姿だったのではないかと思います。大変なご苦勞であり、明確な意思を持たれていたのだらうと思います。お姿に何を感じるかは人それぞれでしょう。しかし、憲法とともにそれが示されたとき、一地方議員である私としては、一つの社会の捉え方を再認識することができたと言ってもよいと考えています。よき父、よき母を得て、その両親がともに歩んだ道を今受け継いでいこうというのもまた喜ばしいことだと思います。自然な感情です。一部の保守論客とされる方が主張していたらしいのですが、天皇陛下は死ぬまで祈っておられればよいというような事態にならなかったことも、これは本当によかったと思っています。

私は議決は不合理だと考えており、その社会的影響には懸念を抱いていますが、ほかの方が限られたこの場所で純粋に祝意を表したいというのであれば、その気持ちを私は信じるので、反対票を投じてまであえてそれを傷つけようとか、そういうことをしたいとは思いません。その程度の決議であることが望ましいと思います。依然として私には賀詞に対して賛成も反対もありませんが、どちらかといえば今回の皇位の継承そのものはよい方向で行われたものだろうと受けとめています。率直な感想です。あえて反対はせず、賛成のときに立ち上がることとしたいと思います。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
決議第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。  
（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。  
よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。  
〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時45分〉  
~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議員の派遣について

○議長（陶山良尚議員） 日程第22、「議員の派遣について」を議題とします。
お諮りします。
地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。
よって、本件は承認されました。
~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第23 閉会中の継続調査申し出について

○議長（陶山良尚議員） 日程第23、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。  
別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。  
お諮りします。  
それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。  
よって、本件は承認されました。  
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。
お諮りします。
本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和元年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、令和元年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午前11時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和元年11月19日

太宰府市議会議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 橋 本 健

会議録署名議員 村 山 弘 行